

2月24日 食品衛生分科会

報告品目に関する資料

(2) 報告品目

① 農 薬

・アルジカルブ及びアルドキシカルブ（暫定基準の見直し）	1
・カルボキシン（暫定基準の見直し）	6
・チジアズロン（暫定基準の見直し）	9
・プリミスルフロンメチル（暫定基準の見直し）	12
・ベンフルラリン（暫定基準の見直し）	15

③ 動物用医薬品

・セファロニウム（暫定基準の見直し）	18
--------------------	----

アルジカルブ (Aldicarb) 及びアルドキシカルブ (Aldoxycarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 <span style="margin-right: 20px;">【アルジカルブ】</span> <span>【アルドキシカルブ】</span>										
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	コリンエステラーゼ (ChE) 活性阻害作用を有するカルバメート系殺虫剤である。浸透移行型土壤処理殺虫剤で、根から速やかに吸収される。										
適用作物等	小麦、大豆等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	1992年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は小麦、大豆等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において大豆、さとうきび等に、カナダにおいてばれいしょに、EUにおいてりんご、ぶどう等に、オーストラリアにおいてさとうきび、綿実等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>【アルジカルブ】  <u>許容一日摂取量 (ADI) 0.00025 mg/kg 体重/day</u>  [設定根拠] 単回 急性毒性試験（二重盲検試験）（ヒト・経口）  最小毒性量 0.025 mg/kg 体重/day  安全係数 100</p> <p>【アルドキシカルブ】  <u>許容一日摂取量 (ADI) 0.00036 mg/kg 体重/day</u>  [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌）  無毒性量 0.11 mg/kg 体重/day  安全係数 300</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：アルジカルブ、アルジカルブスルホキシド及びアルジカルブスルホン（アルドキシカルブに同じ）とする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: right;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>60.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>23.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)  注) アルジカルブ、アルドキシカルブのうち低い値であるアルジカルブのADIを用いた。</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	28.9	幼小児 (1~6 歳)	60.8	妊婦	26.2	高齢者 (65 歳以上)	23.8
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	28.9										
幼小児 (1~6 歳)	60.8										
妊婦	26.2										
高齢者 (65 歳以上)	23.8										
意見聴取の状況	平成23年12月27日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

## 農薬名 アルジカルブ及びアルドキシカルブ

(別紙1)

食品名	基準値 索 ppm	アルジカルブ 基準値現行 ppm	アルドキシカルブ 基準値現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際基準 ppm	外国基準 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02					
小麦	0.02	0.02	0.02		0.02		
大麦	0.02	0.02	0.02		0.02		
ライ麦		0.02					
とうもろこし	0.05	0.05			0.05		
そば		0.02					
その他の穀類	0.1	0.20			0.1		
大豆	0.02	0.02			0.02		
小豆類	0.1	0.10			0.1		
えんどう		0.05					
そら豆	0.1	0.1			0.1		
らっかせい	0.02	0.05			0.02		
その他の豆類	0.1	0.1			0.1		
ばれいしょ		0.50					
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05					
かんしょ		0.10					
やまいも(長いもをいう。)		0.05					
こんにゃくいも		0.05					
その他のいも類		0.05					
てんさい	0.05	0.05			0.05		
さとうきび	0.1	0.02			0.1		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05					
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05					
かぶ類の根		0.05					
かぶ類の葉		0.05					
西洋わさび		0.05					
クレソン		0.05					
はくさい		0.05					
キャベツ		0.05					
芽キャベツ	0.1	0.1			0.1		
ケール		0.05					
こまつな		0.05					
きょうな		0.05					
チングンサイ		0.05					
カリフラワー		0.2					
ブロッコリー		0.05					
その他のあぶらな科野菜		0.05					
ごぼう		0.05					
サルシフィー		0.05					
アーティチョーク		0.05					
チコリ		0.05					
エンダウブ		0.05					
しゅんぎく		0.05					
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05					
その他のきく科野菜		0.05					
たまねぎ		0.05					
ねぎ(りーキを含む。)		0.05					
にんにく		0.05					
にら		0.05					
アスパラガス		0.05					
わけぎ		0.05					
その他のゆり科野菜		0.05					
にんじん		0.1					
バースニップ		0.1					
バセリ		0.05					
セロリ		0.05					
みつば		0.05					
その他のセリ科野菜		0.05					
トマト		0.05					
ピーマン		0.05					
なす		0.05					
その他のなす科野菜		0.05					
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05					
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05					
しろとうり		0.05					
すいか		0.05					
メロン類果実		0.05					
まくわうり		0.05					
その他のうり科野菜		0.05					

食品名	基準値 案 ppm	アルジカルブ 基準値現行 ppm	アルドキシカルブ 基準値現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物殘留試験成績等 ppm
					国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
ほうれんそう		0.05					
たけのこ		0.05					
オクラ		0.05					
しょうが		0.05					
未成熟えんどう		0.05					
未成熟いんげん		0.05					
えだまめ		0.05					
マッシュルーム		0.05					
しいたけ		0.05					
その他のきのこ類		0.05					
その他の野菜		0.1					
みかん		0.2			0.2		
なつみかんの果実全体	0.2	0.2			0.2		
レモン	0.2	0.30			0.2		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.30			0.2		
グレープフルーツ	0.2	0.30			0.2		
ライム	0.2	0.30			0.2		
その他のかんきつ類果実	0.2	0.2			0.2		
りんご		0.05					
日本なし		0.05					
西洋なし		0.05					
マルメロ		0.05					
びわ		0.05					
もも		0.05					
ネクタリン		0.05					
あんず(アプリコットを含む。)		0.05					
すもも(ブルーンを含む。)		0.05					
うめ		0.05					
おうとう(チエリーを含む。)		0.05					
いちご		0.20					
ラズベリー		0.05					
ブラックベリー		0.05					
ブルーベリー		0.05					
グラニベリー		0.05					
ハックルベリー		0.05					
その他のベリー類果実		0.05					
ぶどう		0.05			0.2		
かき		0.05					
バナナ		0.50					
キウイ		0.05					
アボカド		0.05					
パイナップル		0.05					
グアバ		0.05					
マンゴー		0.05					
パッションフルーツ		0.05					
なつめやし		0.05					
その他の果実		0.05					
ひまわりの種子	0.05	0.05			0.05		
ごまの種子		0.05					
べにばなの種子		0.05					
綿実	0.1	0.10			0.1		
なたね		0.05					
その他のオイルシード		0.05					
ぎんなん		0.05					
くり		0.05					
ペカン	1	0.50			1		
アーモンド		0.05					
くるみ		0.05					
その他のナッツ類		0.05					
茶		0.05					
コーヒー豆	0.1	0.10			0.1		
ホップ		0.05					
その他のスパイス		0.2					
その他のハーブ		0.1					

食品名	基準値 案 ppm	アルジカルブ 基準値現行 ppm	アルドキシカルブ 基準値現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際基準 ppm	外国基準 ppm	
牛の筋肉		0.01	0.02				
豚の筋肉		0.01					
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01					
牛の脂肪		0.01	0.02				
豚の脂肪		0.01					
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01					
牛の肝臓		0.01	0.2				
豚の肝臓		0.01					
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01					
牛の腎臓		0.01	0.2				
豚の腎臓		0.01					
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01					
牛の食用部分		0.01	0.2				
豚の食用部分		0.01					
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01					
乳		0.01	0.02				
鶏の筋肉		0.01	0.02				
その他の家きんの筋肉		0.01	0.02				
鶏の脂肪		0.01	0.02				
その他の家きんの脂肪		0.01	0.02				
鶏の肝臓		0.01	0.2				
その他の家きんの肝臓		0.01	0.2				
鶏の腎臓		0.01	0.2				
その他の家きんの腎臓		0.01	0.2				
鶏の食用部分		0.01	0.2				
その他の家きんの食用部分		0.01	0.2				
鶏の卵		0.01	0.1				
その他の家きんの卵		0.01	0.1				
らっかせい油(注1に限る。)	0.01	0.01			0.01		
綿実油(注2に限る。)	0.01	0.01			0.01		
ミネラルウォーター類		0.01			0.01 <sup>(注3)</sup>		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

※国際基準は、アルジカルブ、アルジカルブルホキシド及びアルジカルブルホン(アルドキシカルブに同じ)の合計。

注1)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注2)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注3)WHO飲料水水質ガイドラインのGuideline Valueに基づき設定(Guideline Value; WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起さない濃度を示す)。

アルジカルプの現行基準及びアルドキシカルプの現行基準を削除し、アルジカルプ及びアルドキシカルプとして告示することが適當である。

アルジカルプ及びアルドキシカルプ

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.02
大麦	0.02
とうもろこし	0.05
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.1
大豆	0.02
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.1
そら豆	0.1
らっかせい	0.02
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.1
てんさい	0.05
さとうきび	0.1
芽キャベツ	0.1
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 <sup>注4)</sup>	0.2
ひまわりの種子	0.05
綿実	0.1
ペカン	1
コーヒー豆	0.1
らっかせい油(注5に限る。)	0.01
綿実油(注6に限る。)	0.01

※今回基準値を設定するアルジカルプ及びアルドキシカルプとは、アルジカルプ、アルジカルプスルホキシドをアルジカルプに換算したもの及びアルジカルプスルホンをアルジカルプに換算したものの和をいうこと。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスペイス以外のものをいう。

注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。

注5)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注6)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

カルボキシン (Carboxin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	<p>The chemical structure of Carboxin is shown as a 2D diagram. It features a six-membered thiomorpholine ring system. At position 2, there is a methyl group (-CH<sub>3</sub>). At position 4, there is a carbonyl group (=O). At position 5, there is a nitrogen atom bonded to a hydrogen atom (-NH-) and a phenyl group (-C<sub>6</sub>H<sub>5</sub>).</p>										
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	小麦等の穀物、豆類、たまねぎ等の種子消毒に使用される浸透性殺菌剤である。ミトコンドリアの呼吸酵素であるコハク酸脱水素酵素を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	大麦／黒穂病、小麦／赤カビ病 等										
我が国の登録状況	国内登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において大麦、とうもろこし等に、カナダにおいてなたねに、EUにおいて大豆、ほうれんそう等に、オーストラリアにおいて米、小麦等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.008 mg/kg 体重/day          [設定根拠] 慢性毒性／発がん性併合試験（ラット・混餌）          無毒性量 0.8 mg/kg 体重/day          安全係数 100          遺伝毒性試験： <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (+/-)</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。          残留の規制対象物質：カルボキシン及びスルホキシド体とする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>幼小兒 (1~6 歳)</td> <td>29.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>8.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	11.2	幼小兒 (1~6 歳)	29.1	妊婦	11.2	高齢者 (65 歳以上)	8.9
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	11.2										
幼小兒 (1~6 歳)	29.1										
妊婦	11.2										
高齢者 (65 歳以上)	8.9										
意見聴取の状況	<p>平成 23 年 12 月 12 日に在京大使館への説明を実施          平成 24 年 1 月 19 日～平成 24 年 3 月 19 日 WTO 通報を実施          今後、パブリックコメントを実施予定</p>										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.2				
小麦	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【<0.2(n=16)(#)(米国)】
大麦	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【<0.2(n=16)(#)(米国)】
ライ麦		0.1				
とうもろこし	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【<0.2(n=10)(#)(米国)】
そば		0.1				
その他の穀類	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【<0.2(n=2)(#)(オート麦)(米国)】
大豆		0.2				
小豆類	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【<0.05~0.06(#)(米国)】
らっかせい	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【<0.2(n=4)(米国)】
たまねぎ	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【<0.05(n=10)(米国)】
未成熟いんげん	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【<0.05(#)(米国)】
えだまめ	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【米国未成熟いんげん参照】
その他の野菜	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【米国未成熟いんげん参照】
べにばなの種子	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【<0.05~0.083(n=8)(#)(米国)】
綿実	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【<0.2(n=9)(#)(米国)】
なたね	0.03	0.03		0.03	アメリカ	【0.025(n=3)(米国)】
その他のスパイス		0.2				
その他のハーブ		0.2				
牛の筋肉	0.05	0.1		0.05	アメリカ	推:0.02
豚の筋肉	0.05	0.1		0.05	アメリカ	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.1		0.05	アメリカ	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.05	0.1		0.05	アメリカ	推:0.006
豚の脂肪	0.05	0.1		0.05	アメリカ	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.1		0.05	アメリカ	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.1	0.1		0.1	アメリカ	推:0.068
豚の肝臓	0.1	0.1		0.1	アメリカ	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1		0.1	アメリカ	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.1	0.1		0.1	アメリカ	推:0.062
豚の腎臓	0.1	0.1		0.1	アメリカ	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1		0.1	アメリカ	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.1	0.1		0.1	アメリカ	【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	0.1	0.1		0.1	アメリカ	【牛の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1		0.1	アメリカ	【牛の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.05	0.01		0.05	アメリカ	推:0.003
鶏の筋肉		0.1				
その他の家きんの筋肉		0.1				
鶏の脂肪		0.1				
その他の家きんの脂肪		0.1				
鶏の肝臓		0.1				
その他の家きんの肝臓		0.1				
鶏の腎臓		0.1				
その他の家きんの腎臓		0.1				
鶏の食用部分		0.1				
その他の家きんの食用部分		0.1				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

## カルボキシン

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.2
大麦	0.2
とうもろこし	0.2
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.2
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.2
らっかせい	0.2
たまねぎ	0.2
未成熟いんげん	0.2
えだまめ	0.2
その他の野菜 <sup>注3)</sup>	0.2
べにばなの種子	0.2
綿実	0.2
なたね	0.03
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注4)</sup> の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 <sup>注5)</sup>	0.1
乳	0.05

※今回基準値を設定するカルボキシンとは、カルボキシン及びスルホキシド体をカルボキシン含量に換算したものの和をいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注5)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

チジアズロン (Thidiazuron)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／植物成長調整剤										
作用機構	尿素系の植物成長調整剤である。枝と葉柄間の離層形成を刺激することにより、葉を落葉させると考えられている。										
適用作物等	綿等										
我が国の登録状況	国内登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、歐州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において綿実、畜産物等に、オーストラリアにおいて綿実、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.039 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 3.93 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：チジアズロンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="555 1280 1397 1527"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	1.2	幼小児 (1~6歳)	2.8	妊婦	1.3	高齢者 (65歳以上)	1.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	1.2										
幼小児 (1~6歳)	2.8										
妊婦	1.3										
高齢者 (65歳以上)	1.2										
意見聴取の状況	平成23年12月12日に在京大使館への説明を実施 平成24年1月19日～平成24年3月19日WTO通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
綿実	0.3	0.5		0.3	アメリカ	[0.05-0.19(n=10)(米国)]
牛の筋肉	0.4	0.1		0.4	アメリカ	推:<0.053
豚の筋肉	0.4	0.1		0.4	アメリカ	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.4	0.1		0.4	アメリカ	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.4	0.2		0.4	アメリカ	推:<0.16
豚の脂肪	0.4	0.2		0.4	アメリカ	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	0.2		0.4	アメリカ	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.04	0.1		0.4	アメリカ	推:<0.15
豚の肝臓	0.04	0.1		0.4	アメリカ	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.04	0.1		0.4	アメリカ	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.05	0.1		0.4	アメリカ	推:<0.16
豚の腎臓	0.05	0.1		0.4	アメリカ	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.1		0.4	アメリカ	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.05	0.1		0.4	アメリカ	【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	0.05	0.1		0.4	アメリカ	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.1		0.4	アメリカ	【牛の腎臓参照】
乳	0.02	0.03		0.05	アメリカ	推:<0.021
鶏の筋肉		0.2				
その他の家きんの筋肉		0.2				
鶏の脂肪		0.2				
その他の家きんの脂肪		0.2				
鶏の肝臓		0.2				
その他の家きんの肝臓		0.2				
鶏の腎臓		0.2				
その他の家きんの腎臓		0.2				
鶏の食用部分		0.2				
その他の家きんの食用部分		0.2				
鶏の卵		0.1				
その他の家きんの卵		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

畜産物では、親化合物と代謝物M1、M2の合計に対する親化合物の係数(筋肉:0.80、肝臓:0.10、腎臓:0.12、乳:0.37)をアメリカの基準値に乘じ、端数を切り上げて基準値案を策定した(ただし、脂肪は除く)。

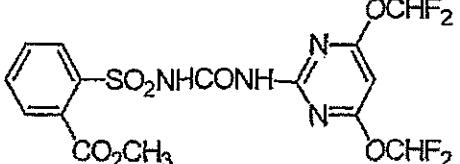
## チジアズロン

食品名	残留基準値 ppm
綿実	0.3
牛の筋肉	0.4
豚の筋肉	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注1)</sup> の筋肉	0.4
牛の脂肪	0.4
豚の脂肪	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4
牛の肝臓	0.04
豚の肝臓	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.04
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 <sup>注2)</sup>	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.02

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

プリミスルフロンメチル (Primisulfuron-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤である。分枝鎖アミノ酸生合成に関与する、植物に特有のアセトラクテート合成酵素 (ALS) の働きを阻害することにより、植物の生育を阻止すると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	とうもろこし／イネ科雑草 等										
我が国の登録状況	国内登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこし、畜産物等に、カナダにおいてとうもろこし、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.1 mg/kg 体重/day          [設定根拠] 妊娠 7~19 日 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口)          無毒性量 10 mg/kg 体重/day          安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙 1 のとおり。          残留の規制対象物質：プリミスルフロンメチルとする。</p> <p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.0	幼小児 (1~6 歳)	0.0	妊婦	0.0	高齢者 (65 歳以上)	0.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.0										
幼小児 (1~6 歳)	0.0										
妊婦	0.0										
高齢者 (65 歳以上)	0.0										
意見聴取の状況	<p>平成 23 年 12 月 12 日に在京大使館への説明を実施          平成 24 年 1 月 19 日～平成 24 年 3 月 19 日 WTO 通報を実施          今後、パブリックコメントを実施予定</p>										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
どうもろこし	0.02	0.06		0.02	アメリカ	[<0.01-0.02(#)(n=30)(米国)]
牛の筋肉		0.1				
豚の筋肉		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1				
牛の脂肪		0.1				
豚の脂肪		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1				
牛の肝臓		0.1				
豚の肝臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓		0.1				
豚の腎臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分		0.1				
豚の食用部分		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.02				
鶏の筋肉		0.1				
その他の家きんの筋肉		0.1				
鶏の脂肪		0.1				
その他の家きんの脂肪		0.1				
鶏の肝臓		0.1				
その他の家きんの肝臓		0.1				
鶏の腎臓		0.1				
その他の家きんの腎臓		0.1				
鶏の食用部分		0.1				
その他の家きんの食用部分		0.1				
鶏の卵		0.1				
その他の家きんの卵		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

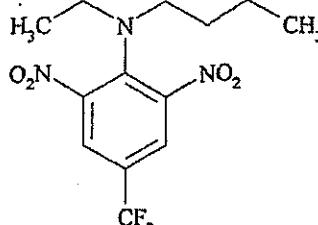
答申(案)

(別紙2)

プリミスルフロンメチル

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.02

ベンフルラリン (Benzfluralin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	ジニトロアニリン系の除草剤である。細胞分裂時の紡錘体の機能を阻害すると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	レタス／一年生イネ科雑草 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてレタスに、EUにおいてきゅうり、レタス等に、基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.005 mg/kg 体重/day 【設定根拠】 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ベンフルラリンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.1	幼小児 (1~6歳)	0.2	妊婦	0.1	高齢者 (65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児 (1~6歳)	0.2										
妊婦	0.1										
高齢者 (65歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成23年12月27日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

ベンフルラリン

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
らっかせい		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.01~0.02(n=10)(米国)】

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

(別紙2)

ベンフルラリン

食品名	残留基準値 ppm
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.05

セファロニウム (Cefalonium)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／抗生物質										
作用機構	グラム陽性菌及びグラム陰性菌の両方に活性のある広域抗菌スペクトルを持つ第一世代の半合成セファロスボリン系抗生物質である。本剤は、感受性菌の細胞壁にある一つ又は複数のペニシリン結合タンパク質と結合することによって細胞壁の合成を阻害し、高い細胞内浸透圧のために溶菌することで、抗菌力を発揮すると考えられている。										
適用動物／用途	牛／乾乳期乳房炎 等										
我が国の登録状況	動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	J E C F Aにおいては評価されていない。米国、カナダ、歐州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EU及びオーストラリアにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (A D I) 0.0016 mg/kg 体重/day          [設定根拠] 微生物学的A D I          遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。          残留の規制対象物質: セファロニウムとする。</p> <p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>13.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>46.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>13.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	13.2	幼小児 (1~6歳)	46.5	妊婦	14.8	高齢者 (65歳以上)	13.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	13.2										
幼小児 (1~6歳)	46.5										
妊婦	14.8										
高齢者 (65歳以上)	13.0										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びW T O通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

(別紙1)

セフアロニウム

食品名	基準値(案)	基準値現行	薬事法	EU	豪州
	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
牛の筋肉	0.01	0.01	0.01		0.1
牛の脂肪	0.01	0.01	0.01		
牛の肝臓	0.01	0.01	0.01		0.1
牛の腎臓	0.01	0.01	0.01		0.1
牛の食用部分	0.01	0.01	0.01		0.1
乳	0.03	0.01	0.01	0.02	0.02

平成17年11月29日厚生労働省告示499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申 (案)

## セファロニウム

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
牛の食用部分 <sup>ゆ</sup>	0.01
乳	0.03

注) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。